

## ボイラーおよび圧力容器安全規則

第二種圧力容器に該当するセパレータレシーバタンクを搭載しているコンプレッサは、そのセパレータレシーバタンクを定期的に自主検査する義務があります。

(ボイラーおよび圧力容器安全規則第88条)

### ①点検方法

年一回以上、タンク内の清掃および点検を行なうことが規定されています。また、点検記録は3年間保存しておかなければなりません。点検箇所は下記の通りです。

- ・本体の損傷の有無
- ・ふたの締付けボルトの摩耗はないか
- ・管および弁の損傷・摩擦の有無

### ②第二種圧力容器

ゲージ圧力が0.2MPa以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く）のうち

- ・内容積が0.04m<sup>3</sup>以上の容器
- ・胴の内径が200mm以上で、その長さが1,000mm以上の容器をいいます。

#### ※参考

平成2年の法改正により、それ以前に実施されていた定置式第二種圧力容器の、設置報告の義務は無くなりました。